

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和4年4月27日（水）午前8時58分～午前9時25分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、 協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康 福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、 都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当 部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 令和4年第2回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 （決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。）	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：第2回市議会定例会の招集期日は、6月6日（月）である。
審 議 経 過 （主な意見等を 原則として発言 順に記載し、同 一内容は一つに まとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和4年第2回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規 定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、 同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令 和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行された ことに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和26年村山村条例 第10号）の一部を改正したものである。 固定資産税について、1点目の土地に係る固定資産税の負担調 整措置については、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商 業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行： 5%）とする特別な措置を講ずるものである。 2点目の省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置の 拡充等については、平成26年4月1日以前に建築された住宅（現 行：平成20年1月1日以前）に拡充するとともに、工事費要件 を50万円超から60万円超に引き上げ、併せて適用期限を2年 延長するものである。 なお、その他、所要の規定の整備を行う。 施行期日については、令和4年4月1日からとする。 専決処分年月日については令和4年3月31日、専決番号につ

いては令和4年専決第3号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 専決処分の承認を求めることについて

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、土地に係る都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする特別な措置を講ずること等、規定の整備を行う必要が生じたことから武蔵村山市都市計画税条例（昭和39年村山町条例第32号）の一部を改正したものである。

施行期日については、令和4年4月1日からとする。

専決処分年月日については令和4年3月31日、専決番号については令和4年専決第4号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 専決処分の承認を求めることについて

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことから、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和34年村山町条例第20号）の一部を改正したものである。

施行期日については、令和4年4月1日からとする。

専決処分年月日については令和4年3月31日、専決番号については令和4年専決第5号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 専決処分の承認を求めることについて

(企画財政部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分するので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年3月25日付で厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの4回目接種について、2か月程度を目途に、接種券の発送準備を完了するよう連絡があった。また、令和4年4月7日付で東京都から新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い高齢者施設や障害者施設等の入所者等に対するPCR検査費用の助成について、令和4年6月30日までを対象期間として実施する旨の連絡があり、速やかに当該事業を実施する必要があることから、緊急に予算措置を講ずる必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、必要経費を計上した令和4年度武蔵村山市一般会計補正予算(第2号)を専決処分するものである。

専決処分年月日については令和4年4月26日、専決番号については令和4年専決第6号である。

(結論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市学校司書配置基金条例を廃止する条例

(企画財政部長説明)

武蔵村山市学校司書配置基金条例を廃止する必要があるため、本案を提出する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第9条第2項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする基金について、令和3年度をもって当該基金の全額の処分が完了することから、条例を廃止する。

施行期日については、公布の日からとする。

(結論)

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件を改めるとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずる必要があるため、本案を提出する。

概要について、1点目は会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との

要件を廃止するものである。

2点目は、任命権者は、妊娠、出産等の申出をした職員に対し、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業に係る当該職員の意向を確認するための措置を講じなければならない旨、また、当該申出を理由として不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない旨を規定するものである。

3点目は、任命権者は、育児休業に係る研修の実施、相談体制の整備など勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない旨を規定するものである。

施行期日については、令和4年7月1日からとする。

なお、備考に「職員組合に対し、今後説明予定である。」と記載があるが、職員組合に対しては、4月20日に情報提供したところである。

(結論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたこと等に伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例等の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

個人市民税について、1点目の住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しについては、所得税における住宅借入金等特別税額控除の特例について、控除率を0.7%（現行：1%）とし、新築住宅等の控除期間を13年（現行：10年）へと上乗せした上で、一定の要件のもと、令和7年末までの入居者が対象とされたことに加え、省エネ性能等の高い認定住宅等の取得に対する借入限度額の上乗せ、適用対象者の合計所得金額の見直し及び新築住宅の床面積の要件が緩和されたことから、個人市民税においても、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で控除する措置を講ずるものである。

なお、控除限度額については、消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことから、所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）から5%（最高9.75万円）に戻すものである。

2点目の上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しについては、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるものである。

固定資産税については、公害防止用設備（下水道除害施設）に

係る課税標準の特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで2年延長され、令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、引き続き既存事業者が当該工場等に除害施設を設置した場合の当該施設に係る課税標準額の算定に用いる特例率が改正されたことから、条例の一部を改正するものである。

なお、その他、所要の規定の整備を行う。

施行期日については、公布の日からとする。ただし、個人市民税の「住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し」については、令和5年1月1日から、「上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し」については、令和6年1月1日から施行し、固定資産税については、令和5年度課税分に適用する。

(質 疑)

○ 議案名が「武蔵村山市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例」となっているが、「等」とは何を指しているのか。

● 本条例は、武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和26年武蔵村山市条例第10号）と武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和3年武蔵村山市条例第19号）という二つの条例をまとめて改正するものである。よって、「等」とは、この二つの条例のことを指している。

○ 法制執務上はこのような改正方法になるのか。

● そのとおりである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 令和4年度武蔵村山市一般会計補正予算（第3号）

(企画財政部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9)(10) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長説明)

今回、2件の市道路線の認定について付議しているが、同一区域内の路線であることから、合わせて説明する。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市神明一丁目土地区画整理事業に伴い、市道路線とし

て認定するものである。

一つ目の路線名は、一般市道A第307号線である。起点は武蔵村山市神明一丁目37番地先、終点は武蔵村山市神明一丁目31番地先である。幅員は6.00m、延長は107.19mである。

二つ目の路線名は、一般市道A第308号線である。起点は武蔵村山市神明一丁目36番地先、終点は武蔵村山市神明一丁目34番地先である。幅員は6.00m、延長は114.92mである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

- (1) 大南地区学習等供用施設空調設備及び照明改修工事の請負契約について

(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年村山町条例第1号)第2条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額については、190,000千円である。なお、設計金額については現在算定中である。

工事概要については、大南地区学習等供用施設(鉄筋コンクリート造、地上3階建て、延床面積1,712㎡)の空調設備、換気設備及び照明の改修を行うものである(建築・電気設備・機械設備工事)。

工期限については、議決のあった日の翌日から令和4年12月下旬までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

- (1) 繰越明許費繰越計算書について(一般会計)

(企画財政部長説明)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、報告する。

令和3年度から令和4年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。

(結 論)

報告事項として決定する。

